

ADVENTURE in Kofu Scramble Park Vol.3
(舞鶴城公園南広場 活用・管理運営に関する社会実験)
参加事業者募集について

1. 目的

中心市街地における新たな交流の拠点として現在整備中の舞鶴城公園南広場を、公園利用者のための便益施設（飲食店等）スペースとして有効活用するとともに、当該施設事業者による公園広場の日常管理運営を実施することにより、空間デザインの向上、日常的な賑わいの創出、中心市街地のエリア価値の向上および公園広場の効率的な管理運営につなげることについて実地検証することを目的とします。

2. スケジュール

次の日程により募集を行います。※1

ただし、応募の状況に応じて、追加の応募者を決定する場合があります。

- ・ 応募期間：令和3年10月8日（金）～令和3年10月14日（木）午後5時まで
- ・ 実施期間：令和3年10月22日（金）～令和3年11月30日（火）

- ①スケジュールは変更になる場合があります。
- ②まちづくり甲府・山梨県・甲府市（以下「運営者」という）は、本公募に関する申請内容等を公表することがあります。
- ③提出された申請資料は、応募者の選定以外に使用いたしません。
- ④審査資料提出後は、原則として審査資料に記載された内容の変更は認めません（申請した出店車両や販売品目を除く）。ただし、特別な事由により、変更せざるを得ない場合は協議に応じます。
- ⑤選定結果の公表は、10月15日（金）午後4時以降「合同会社まちづくり甲府のHP（<https://www.genkinamachi-kofu.com/>）」上で行います。

3 募集内容

応募の際は、公園の利用状況等を把握するために、事前に現地の下見をしてください。

(1) 出店場所（広場の日常管理運営場所）

①出店場所（日常管理運営場所）

舞鶴城公園南広場（県民会館跡地 甲府市丸の内 1-9-11）

出店応募台数が同一日時で複数ある場合、運営者側で調整する場合があります。

②キッチンカー出店許可対象面積：10㎡程度／台

③コンテナハウス内利用可能面積：10㎡程度

※夜間及び雨天時は、テーブル・椅子が収納されているため概ね7㎡程度

(2) 募集件数

①キッチンカー 3事業者程度

②コンテナハウス内店舗 1事業者程度

(3) 指定する用途

移動販売車（販売営業車又は調理営業車）を用いた売店及び飲食店等の出店。または、運営者が用意するコンテナハウスによる出店。

(4) 販売品目

①キッチンカー

飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所から許可を得ているもの。

②コンテナハウス内店舗

公園で使用することが想定される（公園利用者の利便に資する）物品等。（食品類含む）
※なお、食品類を販売する場合には、そうざい製造業許可や菓子製造業許可等が必要となります。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴い屋外における飲酒の自粛などが発出されている期間は販売を取りやめることがあります。

(5) 営業時間（広場の日常管理運営時間）

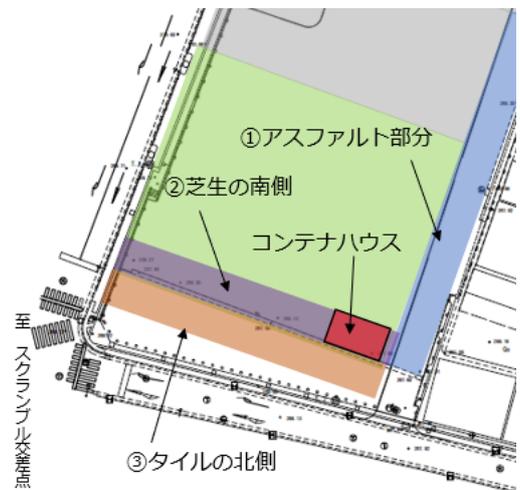
午前10時00分から午後4時00分まで（原則）

（最長で午前7時～午後8時が出店可能です。※搬入搬出時間含む）

(6) その他出店要件

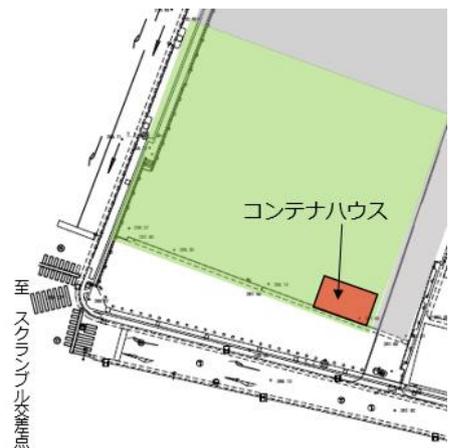
①キッチンカーによる出店

- ・ドリンクやスイーツ等の軽飲食の提供とする
- ・キッチンカーの出店場所は原則「図①公園内東側アスファルト部分」とする
 ただし、コンパネ等で十分な養生した場合に限り「図②芝生の南側（タイル側）」、「図③タイルの北側（芝生側）」も可能とする。
- ・定期的な出店（毎週〇曜日）ができること
- ・県内に事業所等を有する事業者であること
- ・甲府市内にて有効な食品営業許可書を有すること
 （営業許可証に記載された営業の種類が、自動車による飲食店営業、菓子製造業又は喫茶店営業であること）
- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
- ・食品賠償保険等に加入している者



②コンテナハウスによる出店

- ・物販（食品類含む）に限る
- ・県内に事業所等を有する事業者であること
- ・食品類を販売する場合
 ⇒食品衛生責任者、又はそれに代わる資格を有する者
 ⇒食品賠償保険等に加入している者
- （出店決定後）甲府市内にて有効な営業届を取得すること
 ⇒**そうざい製造業許可や菓子製造業許可等を有する者**



※コンテナハウス内での調理は不可
 （火気等の使用含む）

③共通事項

- ・出店時間帯において、広場の日常管理運営（下表1の内容）を行うこと

【表1】

項目	実施時期	備考
1 イス、テーブルの管理（出し入れ）	出店日の朝夕	
2 日よけの管理（自由利用の案内）	適宜	

3	公園広場の見守り（利用面、安全面）および必要に応じた管理者への連絡・通報	適宜	
4	清掃（ゴミ拾い、大きな雑草の除草）	適宜	
5	管理運営日誌の作成	出店日	様式支給（別紙）

※イス・テーブルは公園利用者全て（店舗利用者以外も含む）が利用できるよう、出店日の朝夕にコンテナハウスより出し入れ作業をしていただきます。

- ・公園内での給水はできません。（公園利用者の手洗い程度の利用は可）
- ・応募者はゴミ箱を設置するとともに、公園の清掃を行うこと
- ・本公募は公園の管理や賑わいの創出を検証する実証実験です。出店に当たっては運営者の広報事業などにご協力ください。
- ・出店に関するアンケート調査（出店者及び公園利用者）や、管理運営日誌（売上・公園利用者数等の報告）作成について、応募者は協力するものとします
- ・新型コロナウイルス対策ガイドラインに従い実施すること（誓約書を提出頂きます）
- ・公序良俗に反する内容でないこと
- ・暴力団又は暴力団員でないこと
- ・暴力団関係者と密接な関係を有しない個人・団体であること
- ・政党その他の政治団体等の政治活動、布教その他の宗教上の活動を目的としないこと

4. 出店に伴う料金について

原則無料

※テーブル・椅子等の管理及び公園の日常管理、アンケート調査等への協力等（「3. 募集内容」参照）のため

※電気を利用する場合のみ500円/日かかります。

出店終了後 指定口座へお振込みください。

山梨中央銀行 柳町支店 普通 口座番号 569142 名義：(同) まちづくり甲府

5. 書類の提出について

まちづくり甲府まで以下の申請書類を提出頂きます。

(1) 提出方法： E メール bank@kofucci.or.jp か直接ご持参ください

(2) 申請書類：

①出店申込書（計3枚）

- ・出店概要
- ・誓約書（本要項記載内容等）

以下該当者のみ

- ・乗り入れ車両確認書
（キッチンカーは必須。搬出入作業で車両を使用する場合も記入ください）
- ・火気使用責任者（キッチンカー内で火気を利用する場合は記入ください）

②飲食を伴う出店をする方は以下の届出をして頂くこととなります。

- ・食品衛生責任者、又はそれに代わる資格の写し
- ・飲食店営業許可証の写し

※コンテナハウス内で食品類を取り扱う場合には、⇒**そうざい製造業許可や菓子製造業許可等の写し。なお、出店決定後に甲府市保健所へ営業届の提出が必要です。**

(3) 申請書類の取得方法：

まちづくり甲府 HP

<https://www.genkinamachi.kofu.com/>

6 申込～実施の流れ

- ①申し込み（応募者→運営者）
- ②選考（運営者）
- ③結果発表（10月15日（金）午後4時以降）
- ④出店

7 注意事項

- ①関係法令等の遵守
 - ・広場使用の際は、山梨県都市公園条例及び食品衛生法など関係法令を遵守ください。飲食営業を実施する場合は、事前に実施内容を所轄保健所（甲府市生活衛生業務課）に相談してください。
 - ・食中毒対策等のため、PL 保険（生産物賠償保険）等の加入を推奨します。
- ②新型コロナウイルス対策
 - ・山梨県の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインに従って実施してください。
- ③搬入・搬出
 - ・広場使用については、原状回復が基本です。設営物の搬入出時や実施中は、会場保護に留意し、必要に応じ予防措置を講じてください。
 - ・広場の設備等を損傷した場合、その回復に要する費用は応募者の負担となります。
 - ・搬入出の際は通行者の安全を最優先し、広場使用可能時間内で行ってください。
 - ・広場に日常的に設置されている設置物の取り外しは出来ません。また、糊付け、くぎ打ち等、原状に戻すことの出来ない行為は原則出来ません。
 - ・床がタイル張りの広場や芝生内に重量物を設置する場合は、コンパネ等で十分な養生をしてください。
 - ・延長コードを使用する場合は、通行者が転倒しないようにコンセント（配電盤）から使用場所までのコードはできるだけ広場の隅を這わせ、ケーブルプロテクター等で養生してください（電源を利用する場合は別途費用がかかります）。
- ④設置物のウエイトについて
 - ・のぼり、パラソル、テント、ステージ等の設置物は、倒れないよう固定してください（芝生などへのペグや杭を打ち込むことは禁止されています）。
 - ・ウエイトの貸出はありませんので、応募者でご用意ください。
- ⑤設営物・掲示物の管理
 - ・実施中および搬入出時における設営物の保護・管理については、応募者で行ってください。
- ⑥チラシ等の表示
 - ・広場使用に伴い、作成したチラシの電子データをご提供いただける場合は、社会実験 SNS ページ等にて、広報させていただきます。
- ⑦衛生管理
 - ・床面を汚損するおそれのある場合は床面の養生を行ってください。
 - ・使用後は、現状復旧し、周辺も含めて清掃を行ってください。
 - ・発生したゴミについては、当日持ち帰ってください。
 - ・施設の破損、傷の付着、着色等が確認された場合は、補修工事費等実費を請求させていただきます。
- ⑧応募者の責任
 - ・応募者が施設・設備・第三者等に損害を与えた場合、また使用に伴う人身事故及び物品等の盗難、破損等のすべての事故について、その責は応募者が負うものとし、その損害額をすべて賠償いただきます。（イベント保険等へのご加入をお勧めします。）
- ⑨周辺環境に関する配慮

- ・実施内容に対する苦情は、誠意をもって、応募者にて対応してください。
- ・運営者に連絡がきた苦情についても、応募者に連絡しますので、必ず現地にて対応し、結果を運営者にご報告ください。
- ・通行者や周辺施設から苦情が寄せられた時は、出店を中止していただく場合があります。
- ・広場は公共的な空間であることを考慮し、周辺利用者や通行者が不快に感じる行為や支障がでる行為（過度な呼び込み等）はご遠慮ください。場合によっては、音量制限や内容の変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

⑩ 駐車場

- ・応募者、来場者用の駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用ください。
- ・交通マナーを遵守してください。路上駐車、迷惑駐車などは厳禁です。

⑪ 会場デザインルール

- ・シートをご利用の場合は、景観に配慮することとし、来街者から見える範囲でブルーシートを使用しようとする場合は、運営者へご相談下さい。
- ・販売行為などを行う場合は、原則、シートなどを敷いた床面へ直置きでの販売を禁止しています。
- ・実施当日にのぼり・看板を設置予定の場合は、事前に運営者へご相談ください。本数などを制限する場合があります。（のぼり・看板・広告等は出店に関係するものに限る）

⑫ その他

- ・実施当日は運営者の指示に従ってください。
- ・本要項の記載事項や当日の運営者の指示に従わない、また出店が本実証事業の趣旨にそぐわない内容であると判断された場合、使用をお断りする場合がございます。
- ・その他定めのない事項に関しては、運営者と協議の上、善良に対処してください。